

総務委員会

日時：令和2年11月25日

場所：第1委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 執行機関挨拶

4 議案審査

(1) 議案第105号

「飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

【補足説明資料】

- 5 閉 会

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 本年の人事院勧告概要 (R2. 10. 7勧告)

(1) 期末手当の改定

支給月数の引下げ (△0.05月分) 年間 2.60月分 → 2.55月分

(一般の職員の場合)	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月 (支給済み)	1.25月 (現行1.30月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
令和3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

(2) 実施時期

法律の公布日

(3) 月例給 (R2. 10. 28報告)

改定なし

2 飯田市における期末手当の改定

(1) 一般職員の支給月数を引下げ (年間 2.60月分 → 2.55月分)

(2) 特別職常勤職員、市議会議員、任期付研究員及び特定任期付職員の支給月数を引下げ
(年間 3.40月分 → 3.35月分)

3 改正する条例

- (1) 飯田市職員の給与に関する条例
- (2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例
- (3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例
- (4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

4 改正内容

上記改正条例の(1)から(5)について、それぞれ2条構成で改正案を上程

(1) 飯田市職員の給与に関する条例の一部改正

第1条 令和2年度の一般職員の期末手当について、12月期の支給割合を125/100 (特定管理職員にあっては105/100) に引き下げる。

第2条 令和3年度以降の一般職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ127.5/100 (特定管理職員にあっては107.5/100) とする。

(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正

第3条 令和2年度の市長等の期末手当について、12月期の支給割合を165/100に引き下げる。

第4条 令和3年度以降の市長等の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ167.5/100とする。

(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

第5条 令和2年度の市議会議員の期末手当について、12月期の支給割合を165/100に引き下げる。

第6条 令和3年度以降の市議会議員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ167.5/100とする。

(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

第7条 令和2年度の任期付研究員の期末手当について、12月期の支給割合を165/100に引き下げる。

第8条 令和3年度以降の任期付研究員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ167.5/100とする。

(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

第9条 令和2年度の特定任期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を165/100に引き下げる。

第10条 令和3年度以降の特定任期付職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ167.5/100とする。

(6) 附則

① 第1条、第3条、第5条、第7条、第9条の規定は令和2年12月1日から適用する。

② 第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は令和3年4月1日から適用する。